



花見川区のシンボルマーク

花見川区PR版

あなたが主役 みずから進んで参加しよう！ 地域福祉の創造をめざして

花見川区地域福祉計画 平成18～22年度



平成18年3月

千葉市

- ・ もう少し詳しく知りたい方は、千葉市のホームページ、又は、出前講座をご利用ください。
- ・ このPR版は、地域福祉計画を推進するための資料です。説明会などで必要な方は千葉市保健福祉総務課までご連絡ください。

計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化等の進展により、区民の生活習慣や価値観が多様化する中で、身近な生活課題に対する家族や近隣同士での助け合い、地域のつながりが希薄になっています。

このため、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して充実した生活を送るためには、地域による支え合い、助け合う力を高めていくことが一層大切になっています。

花見川区においても、地域に暮らす全ての人を区民一人ひとりが地域で支え合い、主体的に取り組んでいく仕組みをつくることを目指し、「花見川区地域福祉計画」を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、平成12年6月の社会福祉法の改正により定められた「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

計画の特徴

(1) 区民の声に基づいてプロセスを重視した計画

計画の策定には、地域ニーズを十分に踏まえることが重要であり、地域福祉の推進の担い手となる区民の参加が不可欠です。

多くの区民の皆さんが積極的に策定に関わっていくことで、新しい関係をつくることができ、情報の交換や問題解決のためのノウハウを増やしていくことができます。

(2) 生活課題全般を対象とした計画

福祉の課題に限定するのではなく、健康づくり、防災・防犯など生活に密接に関連する課題も含めた計画です。

また、生活に関わる様々な課題について、子ども、高齢者、障害がある方などの個別対象別の「従来の縦割り」で捉えるのではなく、地域で暮らす生活者の視点から捉え直し、地域のつながりの中で解決していくことを大切にしています。

(3) 地域の実状に応じた取り組みへのきっかけとなる計画

計画の策定はゴールではなく、具体的な取り組みへ向けての新たなスタートです。

目標を実現させるための取り組み内容は固定的なものではなく、地域の創意工夫による実状に応じた取り組みがより一層期待されます。

できるところから一步一步進めるきっかけとなるための計画です。

計画の策定過程

地区フォーラム

区域を4つに分け、それぞれに地区フォーラムを設置しました。

地域の身近な問題を生活課題として整理し、その解決策を検討しました。



合同フォーラム

4つの地区フォーラムでの生活課題や解決策の共有を行うとともに、地域福祉計画の目的・内容・策定過程を区民に周知し、意見交換を行いました。

作業部会

地区フォーラムで検討した解決策をもとに、取りまとめや素案の作成を行いました。



策定委員会

計画策定までの作業方針を定めるとともに、区計画の検討を行いました。

基本目標

あなたが主役 みずから進んで参加しよう！
地域福祉の創造をめざして

～花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、
住み慣れた地域で安心して暮せる 心豊かなまちづくり～

4つの基本方針

取り組みの方向性

具体的な取り組み

1 誰もが心豊かに
ふれあい安心して生
活できる場と地域で
活動しやすい環境
づくり

- 1 世代を超えた様々な交流の促進
 - (1) 近所づきあいを深める(隣近所との交流)
 - (2) 子ども・高齢者・障害者の様々な交流の促進
 - (3) 地域の各種団体等の交流の促進
- 2 誰もが気軽にすごせる場の確保と福祉施設の利用促進
 - (1) いまあるものを活用した居場所づくり
(既存施設の有効利用)
 - (2) 地域福祉の拠点づくり(各種福祉施設の利用促進)
 - (3) 誰もが利用できるための工夫づくり
(既存施設の横断的な活用)
- 3 地域社会における参加の推進
 - (1) 地域・社会活動への参加の促進
 - (2) 誰もが外出しやすい環境づくり
(バリアフリー・移動手段の確保)

2 地域ぐるみで、
誰もが支え合い、助け
合いのできる地域社
会づくり

- 1 地域の幅広い人材の育成・活用
 - (1) 福祉意識の醸成（福祉教育の充実）
 - (2) 地域ボランティアの育成・組織化
 - (3) ボランティア・NPO活動等への積極的な参加の推進
- 2 地域における各種団体・組織等の活性化
 - (1) 地域における各種団体・組織等の充実
 - (2) 各団体・組織等の連携強化
- 3 地域生活への支援体制の構築
 - (1) 身近な生活に関わる支援
 - (2) 声なき要支援者に対する支援・対応
(引きこもり・孤独死・虐待・不登校等)

3 身近にいつでも
相談できる体制の構
築と情報を共有でき
る仕組みづくり

- 1 必要な情報がいつでも手に入る仕組みづくり
 - (1) 情報をわかりやすく伝える工夫づくり
 - (2) 気軽に相談できる場の確保
 - (3) 情報の共有化（情報交換・ネットワーク）
- 2 適切なサービスが受けられるための仕組みづくり
 - (1) サービスの質の向上
 - (2) 在宅ケアの充実

4 恵まれた地域
性を生かし、リフレッ
シュできる、住み慣れた
地域で安全に安心して
暮せる地域づくり

- 1 心身の健康づくりの推進
 - (1) 健康づくりへの主体的な取り組みの推進
 - (2) 地域で支える健康づくりの推進
 - (3) 地域でふれあい、リフレッシュできる環境づくりの推進
- 2 地域が安心、安全な防犯、防災のしくみの充実
 - (1) 地域における安全・防犯活動の充実
 - (2) 災害時などにおける地域防災の仕組みづくり

基本方針 1 誰もが心豊かにふれあい安心して生活できる場と地域で活動しやすい環境づくり

(1) 世代を超えた様々な交流の促進

近所づきあいを深める(隣近所との交流)

ア 日頃からの隣近所とのコミュニケーション

- ・顔を合わせたら挨拶をするよう心がけ、近隣とのコミュニケーションを図りましょう。
- ・できるだけ町内自治会の回覧を手渡しで行うようにしましょう。
- ・家の中にひきこもらず、時々近所を散歩するなど、戸外に出るように努めましょう。
- ・隣近所との交流を深めて、日常の情報交換を行うとともに、高齢者などに対するゴミ出しや買い物の代行を行うなど、近隣での助け合いにつなげていきましょう。

子ども・高齢者・障害者の様々な交流の促進

ア 子どもの交流の促進

- ・子どもが町内自治会、子ども会の行事などに参加できるようPRしましょう。
- ・身近な場所に子育てサロンをもっと増やし、活用しましょう。
- ・運動クラブで活動していない子どもがスポーツを楽しむ場をつくりましょう。
- ・子どもが安心して遊べるように、公園の利用について、マナーの徹底を図りましょう。
- ・遊び場の確保を行うため、地域住民に空き地の提供を働きかけましょう。

イ 高齢者の交流の促進

- ・商店街、駅前、公園等のコミュニケーションベンチを活用して、憩いのある交流づくりの場を提供します。
- ・身近な場所にいきいきサロンをもっと増やし、活用しましょう。
- ・老人クラブをもっと増やし、活用しましょう。



ウ 障害者の交流の促進

- ・障害者の交流の場をつくります。(ふれあいイベント、福祉バザーなどの開催)
- ・障害者施設を活用して、障害者間の交流を図ります。

エ 子ども・高齢者・障害者の交流の促進

- ・老人クラブに子どもが気軽に参加できるよう、孫の会のようなものをつくり、交流できる場をもうけます。
- ・高齢者施設へ障害者、子どもが訪問し、発表会等を実施することにより、交流を図ります。
- ・高齢者が児童の登下校時に通学路に立ち、見守り活動時に子どもとの交流を図ります。
- ・子どもから高齢者、障害者まで誰もが参加しやすいイベントづくり、ふれあいをメインにした2、3時間程度の交流会を行います。
- ・子どもから高齢者、障害者まで誰もが交流をもてる場を確保します。そのためには、既存の公民館、町内自治会館、コミュニティセンター、図書館、その他複合施設などをできるだけ活用します。
- ・障害者施設への訪問、ふれあいの機会を沢山つくります。

オ 地域住民との交流の促進

- ・地域住民が参加するお祭り、敬老会、盆踊り、福祉バザーなどの楽しい行事を行います。
- ・子ども、高齢者、障害者、地域住民などが集える福祉フェスティバルを開催します。

地域の各種団体等の交流の促進

ア 地域交流会の実施

- ・地域の町内自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどが、共通意識をもてるような場をつくります。

イ 地域福祉を考える「パネルディスカッション」の開催

- ・社協地区部会、民生委員・児童委員、福祉関係者、学校、公民館などが、パネルディスカッションを実施するなど、地域福祉について考える場をつくります。小・中学校区単位から区、市へと徐々に広がっていきます。

ウ 地域の各団体等の交流の促進

- ・町内自治会、民生委員・児童委員、学校、行政が知恵を出し合い、交流を深め、共に協力し行動します。
- ・町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、老人クラブ、NPO、ボランティア、福祉施設などが横のつながりを密にして、情報を交換し合います。

(2) 誰もが気軽にすごせる場の確保と福祉施設の利用促進

いまあるものを活用した居場所づくり(既存施設の有効利用)

ア 町内自治会館・集会所の活用

・地域の町内自治会館や集会所を地域住民が広く活用できるように使用・管理方法などを含めて検討します。また、いきいきサロンや介護予防活動等の地域の様々な活動に活用します。

イ 空き家、空き店舗などの民間施設の活用

・生活ホームやグループホームなどの施設としての活用や地域の様々な活動の場として、空き家、空き店舗などの民間施設の利用を検討します。

ウ 学校(空き教室・校庭、統廃合等)の活用

・いきいきサロンやいきいきセンター等、高齢者の居場所としての活用を図るとともに、地域住民誰もが気軽に集える場として、学校の空き教室や統廃合による跡地利用を検討します。

エ 公民館、コミュニティセンター等の公的施設の活用

・各種サークルやボランティア活動における居場所・交流の拠点として、公民館、コミュニティセンター等を積極的に活用しましょう。

地域福祉の拠点づくり(各種福祉施設の利用促進)

ア 地域に開かれた福祉施設の活用

・地域における福祉施設への理解を深めるため、積極的にPRを行います。また、施設が地域の一員として、地域行事への参加や地域活動場所の提供などを行うことにより、地域と積極的に関わるよう努めます。

・地域住民との様々な行事や催しを通して、地域に開かれた福祉施設として活用を図ります。

イ 安心して生活できる場の確保

・安心して預けられる子どもの通園・通所施設の利用を促進するとともに、生活の場となる入所施設の整備・充実に努めます。

・ショートステイやデイサービスなどの在宅サービスの利用を促進するとともに、生活の場となる介護老人福祉施設等の入所施設の整備・充実に努め、計画的に待機者を減らしていきます。また、小規模多機能型生活拠点やグループホーム、生活ホームなど地域密着型の施設についても整備・充実に努めます。

・障害者の居場所や就労の場となる通所施設の利用を促進し、計画的な整備に努めます。

誰もが利用できるための工夫づくり（既存施設の横断的な活用）

ア 利用懇話会（仮称）の設置

・学校の開放委員会や公的施設の運営委員会等との連携を図り、学校や公的施設の有効活用や利用しやすくなる方法を考える場（利用懇話会（仮称）の設置）を検討します。

イ 施設の利用規制などの緩和

・高齢者や障害者施設の相互利用など、分野横断的活用が図れるような仕組みを検討します。その実現には、利用規制の緩和が必要です。

（３）地域社会における参加の推進

地域・社会活動への参加の促進

ア 町内自治会、子ども会活動などへの参加

・自分の住んでいる地域の団体やサークル及びその活動内容を知ることが必要です。それには、地域の様々な団体やサークル活動について、広報・啓発活動を行うとともに、声をかけあうなどの働きかけを行います。

- ・各種団体・地域の企業の方々にも活動の責任者として地域活動への参加を促進します。
- ・絵画、写真、音楽・カラオケ、茶道、将棋、碁、ゴルフ等の趣味のグループづくりも活発化させ、活動の輪を広げていきます。

イ 地域のイベント・祭り、町内自治会行事などへの参加

・地域の各種団体や福祉施設、NPO、ボランティアなどが知恵を出し合い協力するとともに、子どもから高齢者、障害者などが企画の段階から参画することにより、誰もが参加しやすい行事やイベントづくりを行います。

ウ 持っている知識・技術、趣味の活用

・各自が持つ知識・技術、趣味等を生かし、地域貢献活動の積極的な参加に努めましょう。

エ 引きこもり、孤独な高齢者等の参加促進

・引きこもりの高齢者には、巡回で健康相談や話し相手を派遣します。

・他人と付き合いたくない、無趣味の高齢者等に、民生委員・児童委員、老人クラブ、町内自治会役員等が協力し、身近な町内自治会行事への参加を促し、連帯感を持ってもらいます。

・公民館や町内自治会館などを活用して、自由に参加できるフィットネスの教室を開催し（民間フィットネスクラブとの連携）引きこもりの人への参加を呼びかけます。

オ 就労の場等の確保

- ・乳幼児をもつお母さんが働きやすくするため、子どもを預かる施設の充実に努めます。
- ・シルバー人材センターやボランティア活動などを通して、高齢者が働く機会をつくります。
- ・障害者の訓練のための場、ジョブコーチの設置や生活支援ワーカー等の活用により、障害の状態に適した就労と自立の援助を図ります。

誰もが外出しやすい環境づくり（バリアフリー・移動手段の確保）

ア バリアフリーの点検

- ・自宅内外の段差、階段、風呂場での転倒防止を、常日頃から心がけチェックをしましょう。
- ・町内自治会などで居住地周辺の歩道などを、高齢者や障害者の当事者参加でバリアフリーの点検を行います。

イ バリアフリー（道路・歩道・住居・駅等）化の促進

- ・車いすやベビーカーでも安全に移動できるよう、通行に支障のある電柱等の移設、歩道の拡幅・段差解消など、まちのバリアフリー化に努めます。
- ・車いすや足の不自由な方には階段は不便であるため、JR・京成の鉄道駅舎にエレベーターやエスカレーターの設置を促進します。

ウ 運転ボランティアグループの組織化

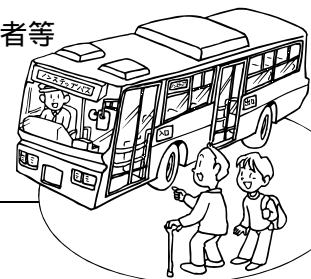
- ・地域ごとに外出困難な方々の移動できる手段を確保するため、ボランティアを募り、ボランティアによるマイカーの提供を地域ぐるみでルール化して、運転ボランティアグループを組織化します。

エ 病院・幼稚園・自動車教習所などの民間車両の活用

- ・高齢者や障害者などの移動の困難な方の移動手段として、病院・幼稚園・自動車教習所などの送迎用民間車両の利用ができるよう協力を呼びかけます。

オ コミュニティバスの導入・移送サービスの充実

- ・交通不便地区や既存バス路線の撤退した路線において、町内自治会、バス会社、行政等が協働で検討する場をもちながら、コミュニティバスの導入に努めます。
- ・高齢者や障害者などの移動手段を確保するため、NPO、福祉事業者等による移送サービスの充実に努めます。



基本方針2 地域ぐるみで、誰もが支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

(1) 地域の幅広い人材の育成・活用

福祉意識の醸成（福祉教育の充実）

ア 個人・家庭での取り組み

- ・各個人が福祉に関する学習に積極的に取り組むように努めましょう。
- ・家庭でも親子で福祉について考え、話し合う機会を持てるよう努めましょう。
- ・家庭や親戚の中で、子どもに介護などの福祉を体験させる等、福祉の学習に努めましょう。

イ 学校での取り組み

- ・子どもと高齢者、あるいは障害者とのふれあう機会をつくり、普段から高齢者や障害者に対し、自然に接する取り組みを行います。
- ・小・中学校におけるボランティア活動の取り組みを推進し、具体的な支援あるいは手伝いの方法を教えて、活動の充実を図ります。
- ・高齢者や障害者などの社会的弱者に対する偏見をなくすため、車いすや手話などの福祉体験、介護施設への訪問などに取り組みます。

ウ 地域での取り組み

- ・地域の一人ひとりが子どもの成長に関心を持ち、子どもたちへの声かけに努めましょう。
- ・子どもの時から福祉が特別な人のものではないことを家庭、学校、地域で教えていく必要があります。家庭・学校・地域の連携をより一層深めます。
- ・子どもと高齢者のふれあう機会、障害者と健常者が共に活動する場など、公民館による様々な福祉教育を行う事業の充実を努めます。

エ 高齢者・障害者などへの理解・配慮

- ・高齢者や障害者などが何かしら困っている、苦しんでいる、悩んでいる場面を見たときに、迅速に必要な支援をできるように努めます。
- ・障害者自身も地域と積極的に関わり、様々な障害の特性やサポートを必要とすることなどについて、地域の方々にも知ってもらい、理解してもらえるよう努めます。

地域ボランティアの育成・組織

ア 若者のボランティア体験、地域活動への参加

- ・各種ボランティア活動への参加を促し、体験を通して、若者に対するボランティア精神を培えるような機会をつくります。
- ・町内自治会などの地域活動への参加を促し、地域に関心を持ってもらえるように努めます。

イ ボランティア講座などの充実

・ボランティアセンターなどによるボランティア体験・入門講座や研修などに積極的に参加するとともに、講座の充実に努めます。

ウ 町内自治会、社協地区部会等による生活支援ボランティア体制の構築

・町内自治会あるいは社協地区部会などでボランティアを募集し、支援を必要とする高齢者や障害者などの生活を支援するボランティア組織をつくります。

エ ボランティア組織のネットワーク化

(社協・行政などによるコーディネート、活動支援)

・個人やグループでボランティア活動する者同士が連携し、ボランティア活動の輪を広げていけるように、地域のボランティアのネットワーク化に努めます。

オ 企業ボランティアの活用

・ボランティア活動を行う個人やグループだけでなく、地元の企業で働く方々に地域のボランティア活動への参加を働きかけて、企業ボランティアの活用を図ります。

ボランティア・NPO活動等への積極的な参加の推進

ア ボランティア登録(地域の人材バンク)

・町内自治会単位などの身近な地域で、ボランティア活動をしたい人の経験、能力、資格、技術、専門知識、活動できる時間帯など、具体的な事がわかるような登録制度をつくります。

イ 身近なボランティア活動の拠点づくり

・ボランティアに関する情報や啓発等にとどまらず、ボランティアしたい人とボランティアを利用したい人とのニーズに応じたマッチングを行うため、ボランティアセンターのより一層のコーディネート機能の向上に努めます。

・区ごとにボランティアセンターを設置し、より身近な場所にボランティア活動の拠点をつくり、地域ボランティアの情報発信の中核とします。

ウ ボランティアチケット制度の導入

・地域でボランティア活動した人に「ボランティアチケット」を発行し、地域の商店街等の協力を得て、買い物券あるいはボランティアが受けられる利用券として活用できるような制度をつくります。まずは、町内自治会単位などの身近な地域での導入を検討し、徐々に対象地域を拡大していけるように努めます。

エ 高齢者パワー（経験豊かな知識、技術を持った人々）の活用

- ・高齢者の豊かな経験や技術を生かして、ボランティアや地域活動に参加してもらいます。
- ・町内自治会館などを活用し、高齢者の持つ技術や趣味（将棋・囲碁・盆栽）等を若者に教える（継承）機会をつくれます。
- ・高齢者は、介護施設や医療機関等への訪問や作業応援ボランティアの参加に努めましょう。

オ 地域住民によるボランティア・NPO活動の推進

- ・ひとり暮らし高齢者や障害者などで日常生活に不便を感じている方々に対して、地域のボランティアやNPO活動によって、ゴミ出しや買い物の代行、見守りなどを行い、その方々の生活支援を行います。
- ・地域ごとに外出困難な方々の移動できる手段を確保するため、運転ボランティアなどの協力により実施します。
- ・高齢者宅の蛍光灯交換、植木の剪定・庭の草刈、家具のリサイクル、道路の掃除、歩道の花づくり等を有償ボランティアにより行います。

（２） 地域における各種団体・組織等の活性化

地域における各種団体・組織等の充実

ア 町内自治会の組織強化

- ・地域の町内自治会の組織や活動内容について、広報紙の発行やホームページを開設することなどにより、町内自治会の情報をわかりやすく地域住民に伝えるように努めます。
- ・町内自治会への加入を増やすため、未加入者に対して町内自治会の果たす役割を説明して、地域を皆で大切にしていこう意識を持てるよう声かけを行います。
- ・より多くの方が町内自治会の活動に積極的に関与できるように、役員や役割を増やし、活動の幅を広げて、担い手の確保に努めます。
- ・地域福祉を推進するための専門部会を設置するなど、町内自治会が主体的に福祉活動を行える体制を整えます。
- ・子ども会活動を充実させ、より多くの子どもが地域で活動する機会をつくれます。

イ 社協地区部会の充実

- ・花見川区のすべての地域に地区部会の設置ができるよう努めます。
- ・地区部会の設置にあたっては、その地区内の町内自治会の理解を求めて、協力して取り組む必要があります。また、市・区社協の積極的な参加が期待されます。
- ・地区部会の存在を広く周知し、会員を増やすため、様々な活動への参加を働きかけます。

ウ 民生委員・児童委員の活性化

- ・ 民生委員・児童委員のなり手を確保するため、地域住民に働きかけを行います。
- ・ 多忙化・高齢化する民生委員・児童委員の負担を軽減するため、世帯数の増加などを考慮しながら民生委員・児童委員の増員を図ります。
- ・ 民生委員・児童委員の研修を充実し、的確な判断ができるよう民生委員・児童委員の資質の向上に努めます。地域における適任者を選任する方法について検討する必要があります。

各団体・組織等の連携強化

ア 各町内自治会同士の連携強化

- ・ 他の町内自治会と交流し、お互いに学びあい、それぞれの良い活動を取り入れることができる機会をつくれます。
- ・ 複数の町内自治会が合同で祭りや各種行事を行い、参加してもらえよう働きかけます。



イ 既存団体・組織とNPO法人等との連携

- ・ 既存の団体・組織等（町内自治会、社協地区部会、老人クラブ、民生委員・児童委員等）と新しい団体・組織等（NPOやボランティアグループ等）が交流する機会をもち、お互いに学びあい、連携・協力して地域福祉活動に取り組みます。その連携等を図るためには、地域福祉推進の中心的な担い手の市・区社協等によるコーディネート役割が期待されます
- ・ 各団体・組織等が共通理解を深めるため、地域福祉の研修や学習の機会をつくれます。

ウ 地域の組織的支援体制の構築

- ・ 地域の様々な団体・組織等が連携して、地域の福祉課題に対応するため、地域ぐるみの組織的支援体制の構築に努めます。
- ・ 民生委員・児童委員と町内自治会との連携を密にして、地域福祉に積極的に取り組む体制をつくれます。

(3) 地域生活への支援体制の構築

身近な生活に関わる支援

ア 住民の連携意識の向上（向こう三軒両隣の隣人関係の構築）

- ・ 地域住民が住民同士の連携意識を向上させるために、挨拶、声かけなどをして、昔ながらの「向こう三軒両隣」的な隣人関係を築くことを心がけましょう。

イ 高齢者のためのお助け隊の結成

・町内自治会、ボランティアグループの協力で、地域に高齢者のための「お助け隊」を結成して、相互助け合いのネットワークを整備して、ゴミ出し、買い物、通院支援等を行います。

ウ 高齢者、障害者への外出支援

・高齢者、障害者が家族の手だてだけをあてにせず、ボランティアの支援を受けて、自由に趣味や集まりのために外出ができるようにします。



エ 支援する側、支援を受ける側のシステムづくり

(支援を受けやすくするための工夫づくり)

・町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、ボランティアグループ等が協力して、ボランティアをしたい人と利用したい人の「登録制度」をつくり、「支援する側」「支援を受ける側」のシステムづくりをします。その際、両方をつなげる「窓口」をつくり、要支援者が支援を受けやすい工夫をします。

声なき要支援者に対する支援・対応（引きこもり・孤独死・虐待・不登校等）

ア 独居・引きこもり等の要支援者の実態把握

・独居、引きこもり等の要支援者に対して、町内自治会、社協地区部会が中心となり、民生委員・児童委員の協力を得て実態把握を行い、プライバシーに配慮しながら、情報の共有化に努めます。

イ ひとり暮らし高齢者・引きこもりへの声かけ、見守り活動

・地域住民、民生委員・児童委員などで「声かけ」「呼びかけ」「お誘い」「見守り」活動を始め、訪問、安否確認等を行います。その結果、自発、能動の気持ちを起こしてもらうようにします。

ウ ひとり親家庭への見守り支援

・民生委員・児童委員と連携しながら、町内自治会や社協地区部会などにより、地域のひとり親家庭の方に対して、訪問などの見守り支援を行います。

エ 話し相手のボランティア、小中学生お手紙運動

・ひとり暮らし高齢者、引きこもりの人に小中学校の協力を得て、手紙、絵手紙を送る運動をします。また、傾聴ボランティアに協力をお願いして、話し相手となる訪問活動をします。

オ 子ども・高齢者への虐待、DVの早期発見

・虐待が疑われる場合は、通報の義務があることを地域住民に知ってもらい、警察、児童相談所、保健所、福祉事務所など関係機関の連絡体制の強化に努めます。

カ 不登校児童への対応・支援

・不登校児童への対応は家庭、学校、民生委員・児童委員が連携を図り、プライバシーに配慮しながら地域で支える仕組みづくりを検討します。

また、親の孤立化を防ぐために、相談しやすい体制づくりに努めます。

基本方針3 身近にいつでも相談できる体制の構築と情報を共有できる仕組みづくり

(1) 必要な情報がいつでも手に入る仕組みづくり

情報をわかりやすく伝える工夫づくり

ア 情報の周知方法の工夫

- ・町内自治会の回覧板により、わかりやすい情報や内容を各世帯に回覧または配布します。
- ・回覧板はできるだけ声をかけあって手渡ししましょう。
- ・ゴミステーションに掲示板を設置し、要点を大きな字で記載するなど、町内掲示板を活用し、わかりやすく情報を周知します。

イ 福祉おたすけマップの作成、活用

- ・どこでどのようなサービスが受けられるか、福祉おたすけマップの作成に努めます。
- ・各世帯に福祉おたすけマップを配布して、活用を図ります。

ウ 地域ぐるみの情報収集、情報提供の体制整備

- ・日頃から町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、ボランティアグループ、NPO、さらに地域の福祉施設と行政を含めて横の連携を図ります。

エ 情報を知る側の意識向上

- ・地域の中で必要とする情報を積極的に得るように努めましょう。

気軽に相談できる場の確保

ア 身近な地域の相談者の確保

- ・身近な地域で相談できるように民生委員・児童委員、町内自治会・社協地区部会役員等が心配りをします。
- ・いきいきサロン等や地域の行事を利用して、身近な民生委員・児童委員や町内自治会・社協地区部会役員等と地域住民との交流を図り、気軽に相談し合える関係づくりに努めます。

イ 身近な地域に相談できる場の確保

- ・町内自治会館や公民館、コミュニティセンター等の既存の施設を活用し、様々な悩みや心配ごとを身近な場所で相談できる仕組みをつくりまます。

ウ 相談窓口の充実

- ・子ども・高齢者・障害者の横断的な相談にきめ細かく対応できるよう相談窓口の機能充実に努めます。

エ 福祉施設、在宅介護支援センターなどの活用

- ・地域の福祉施設や在宅介護支援センターなどを積極的に利用し、福祉サービスや介護に関する情報を得るようにしましょう。

情報の共有化（情報交換・ネットワーク）

ア 各種団体・組織等の情報交換、ネットワーク化

- ・各種団体の定例会を確実に実施し、各種団体間の細部にわたる情報交換を行います。
- ・地域住民やボランティアグループなど各種団体に所属しない方々を含めて、情報交換を行う場を設けます。

（２）適切なサービスが受けられるための仕組みづくり

サービスの質の向上

ア ニーズ把握

- ・支援を必要とする方がどのようなサービスを必要としているのか的確に把握するため、サービスを提供する側とを結ぶ機会をつくりまます。

イ 地域の様々な分野における協働のネットワーク

・在宅介護支援センター等の地域の相談機関、福祉施設、町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、ボランティアグループ、NPOなどの様々な機関・団体等が日頃から連携を図り、高齢者や障害者、子育て家庭などのニーズに応じて必要な支援を行うためのネットワークの構築を目指します。

ウ サービス提供者の人材育成・質の向上

・ボランティアセンターなどによる各種ボランティア講座・研修を実施し、ボランティアの育成に努めます。
・福祉施設の職員への研修の実施やケアマネジメント従事者の養成研修などを通じて、保健福祉サービスに専門的に携わる者の資質の向上に努めます。

エ サービスを評価する仕組みの活用

・福祉サービス事業者が基本的な情報やサービス内容を開示するとともに、第三者がサービスを評価し公表する仕組みが進められてきているため、これらの仕組みを活用し、客観的な情報をもとにより良いサービスを選択できるようにしましょう。

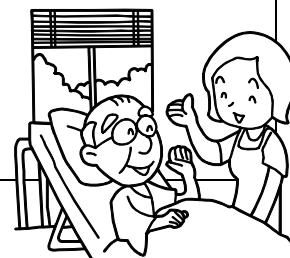
在宅ケアの充実

ア 地域ぐるみの在宅ケア（家庭介護力の向上、地域の見守り活動など）

・公民館等の在宅介護とケアの講習や研修に参加し、家庭の介護力の向上に努めましょう。
・高齢者の一人暮らし、老老介護等における不安定な生活をなくすため、隣近所や町内自治会などによる「見守り」「助け合い」の仕組みをつくりまします。

イ 高齢者や障害者ができるだけ在宅で過ごせるようなサービス基盤の充実

・訪問看護、ホームヘルパーの派遣、介護サービス等の福祉サービス等を利用して、在宅生活ができるようサービスの充実を図ります。
・在宅介護で、医療が必要になってきたときに病院に連れていくことは、家族にとって大変な労力を伴うものとなるため、往診制度の利用を促進するなど在宅医療の推進を図ります。



基本方針 4 恵まれた地域性を生かし、リフレッシュできる、住み慣れた地域で安全に安心して暮せる地域づくり

(1) 心身の健康づくりの推進

健康づくりへの主体的な取り組みの推進

ア 規則正しい生活（食事・睡眠・運動）の徹底

・「健康な身体は規則正しい生活から」をモットーに、病気にならないための生活習慣を身につけましょう。

イ 定期健康診断受診の徹底

・生活習慣病を予防する一環として実施されている各種健康診査（基本検診・ガン検診）を積極的に受診するように努めましょう。

また、インフルエンザ予防接種においても、風邪は万病の元といわれるとおり、冬季の健康保持のため、予防接種を受けるようにしましょう。

さらに、人間ドックや脳ドック、エイズ検査等を受診し、健康管理に努めましょう。

ウ 心の健康づくり

・ストレスや悩みを抱え、心のケアを必要とする場合には、各種専門機関への相談、専門医への受診などをするにより、心の健康づくりに努めましょう。

エ 健康づくりのイベント・講習会などへの積極的参加

・健康づくりの様々なイベントや講座に参加することにより、健康学習に努めましょう。
・地域の病院に依頼して、成人病やがんなどの生活習慣病に関する講座等を開催し、健康寿命を伸ばす努力をしましょう。また、健康相談の活用を図ります。

オ かかりつけ医・薬局の確保

・地域で信頼できる医師（個人医等）を見つけ、常に診察を受けることにより、自身の健康状態の把握に努めましょう。

また、地域のかかりつけの薬局を持つことにより、薬に関する相談や健康相談を受けて安心して健康な生活に努めましょう。

・症状が重いときなどは、病気に対する治療法を自ら選択するためにも、セカンドオピニオン（他の医者への診断を受ける。）を得よう努めましょう。

カ 医療機関の情報提供によるネットワーク化の確立

・個人では医療機関の専門分野の把握が難しいため、医療機関が情報を公開しネットワーク化することにより、個人で症状に応じた専門医に受診できる体制の確立を図ります。

地域で支える健康づくりの推進

ア 地域で力を合わせた禁煙運動の推進

・条例を周知して、地域での歩行中の禁煙、ポイ捨て禁止等の禁煙運動を推進し、他の人に不快感を与えることもなく、喫煙者の一人ひとりが禁煙に取り組みましょう。

また、地域ぐるみで禁煙運動のキャンペーンをするなど、働きかけをしていきます。

イ 高齢者向けスポーツの推進

・花見川周辺の良好な自然環境を生かした屋外でのウォーキングやサイクリング、公園・空き地を利用した体操、グランドゴルフ、ゲートボール等の軽スポーツの普及を図り、足腰の鍛錬、ストレスの解消等に努め、できるだけ要介護者にならず、健康寿命を伸ばす努力をしましょう。

ウ 地域における各種サークル活動への参加の推進

・自分に合った趣味や娯楽などを通して地域活動に参加することは、より生き生きとした生活を送ることにつながります。趣味や娯楽、勉強会などの各種サークル活動に誰もが参加できるように声かけを行うとともに、活動の輪を広げていきましょう。

エ 健康づくりの普及・啓発

・健康づくりも研究が進んでおり、その成果を普及・啓発していくことは、関連機関の重要な責務です。各種広報活動などにより、健康づくりの的確できめ細かな情報提供に努めます。

オ 介護予防活動の普及

・B型機能訓練など介護予防活動の普及を図り、要介護者にならずにいつまでも健康で活動できるようにしていきます。また、地域のボランティア等の支援体制の充実を図ります。

カ 高齢者や障害者が参加しやすい地域行事の普及

・祭りやバザー、敬老会、フリーマーケット等の行事を未開催地域にも広げるとともに、高齢者や障害者に無料の福祉券（行事内の無料券）を配布したり、会場に高齢者の席や健康相談コーナーを設け、血圧測定、体脂肪測定を行うなどして、高齢者、障害者が参加しやすい環境づくりを進めます。

キ 配食サービスや会食会の普及

・ひとり暮らし高齢者向けの健康食メニューの配食サービスや町内自治会館、集会所を利用して定期的に会食会を開催し、高齢者相互の交流を図るとともに、健康相談だけでなく高齢者の様々な悩みごとや問題の相談に応じることにより、高齢者、障害者が地域で安心して生活できる仕組みづくりを進めます。

地域でふれあい、リフレッシュできる環境づくりの推進

ア 近所づきあいなど（人とのコミュニケーション）

・より良い人間関係の構築とコミュニケーションの存在は、心のやすらぎを生むものです。隣近所をはじめとした地域における様々な人とのふれあいを大切にし、良好なコミュニケーションを図ることにより、心身をリフレッシュさせるように努めましょう。

イ ストレス解消の工夫づくり

・健康を保つ一番の秘訣は、ストレスを溜めないことであり、それには好きなことをするのが一番良いことです。歌をうたうなど自分に合うストレス解消法を見つけるように努めましょう。

ウ スポーツに親しめる機会づくり

・健康を保つには、スポーツに親しむことが重要であり、無理をせず、自身に適したスポーツを選ぶことが大切です。

スポーツ施設の充実や様々なサークル活動の活発化など、誰でも気軽に楽しんでスポーツに親しめる環境を整えることが重要です。

例えば、社会体育振興会なども青少年向けのスポーツだけでなく高齢者向けメニューを広げていく必要があります。

エ 癒しの散歩道の確保（花見川サイクリングロードなどの活用）

・癒しの散歩道ほどストレスを発散し、気分を爽快にしてくれるものはありません。これには、緑や水、それに広々とした空間が欠かせません。区内には、花見川、東大グラウンド、花島公園等のすばらしい散歩道があり、これを存分に活用します。

また、地域の神社、仏閣等の史跡巡りを活発にし、マップづくりやまち案内ボランティアの活用などにより、利用しやすい仕組みを目指します。



オ 身近な環境浄化運動の推進

- ・ 住みよいまちの第一条件は、まちがきれいだということです。
地域ぐるみで、空き缶等のポイ捨て禁止を徹底し、美しいまちづくりに努めましょう。
まずは自身の家の周りをきれいにし、まち全体にその輪を広げていきましょう。

カ 花見川の緑と水辺の保全と活用

- ・ 花見川の緑と水辺の豊かさを保全し、公園・緑地の整備に努めるとともに、花島公園等の既存の公園と連結させ、サイクリングや花見、散策、野鳥観察などが楽しめるレクリエーション空間として活用します。

(2) 地域が安心、安全な防犯、防災のしくみの充実

地域における安全・防犯活動の充実

ア 安全・防犯に関する広報活動（地域での情報交換）

- ・ 危険な場所の周知方法は、ポスターによる周知や犯罪情報の回覧により行います。
また、各町内自治会は緊密な連携をとり、お互いに情報交換を密にするとともに、学校や近隣交番とも連携して情報の共有を図ります。

イ 小・中・高校生による危険箇所の実地体験

- ・ 子どもなどから見て、危ないと思われる箇所を自ら体験し、地域の防犯に役立てます。

ウ 防犯パトロールの実施

- ・ 町内自治会でパトロール班をつくり、会員が順番に参加してパトロールをすることにより、地域の防犯対策の強化に努めます。
また、防犯街灯を増設し、各家の門灯点灯の協力依頼をしてまちを明るくします。

エ 新聞・郵便配達員との協力による防犯体制の整備

- ・ 新聞や郵便の配達員は、地域を頻繁に巡回しています。配達時に犯罪に遭遇することもあると思われるため、警察だけでなく町内自治会などの地域にも、掴んだ犯罪情報を提供してもらう仕組みをつくり、防犯に役立てます。

オ 放置自転車・違法駐車対策

- ・ 駅前、商店街、生活道路等の放置自転車や違法駐車による交通・防犯の障害となるものについて、町内自治会、交通安全協会などを通して注意を促し、警察にも取締りを要請します。

カ 防犯マップの作成活用

・町内自治会と警察が協力して、地域の危険箇所（特に夜間）や犯罪の発生しやすい場所をチェックし、マップを作成することにより、住民に注意を促します。

キ 登下校時の安全点検（見守り活動）の実施

・「地域の子どもは地域で守る」を基本に、学校安全ボランティアとして、父兄や高齢者も見守りに参加し、登下校時の通学路や遊び場の安全の確保に努めます。

ク 公園などの子どもの安全な遊び場の確保

・公園・空き地の整備・活用を図るとともに、学校を開放することなどにより、子どもの安全な遊び場の確保に努めます。

ケ 地域防犯情報センター指定制度の活用

・防犯パトロール等の自主防犯活動の拠点として、町内自治会館や集会所を地域防犯情報センターとして登録する（千葉県公安委員会指定）ことにより、犯罪の抑止効果と地域住民の防犯意識の高揚を図ります。

災害時などにおける地域防災の仕組みづくり

ア 日頃からの近所との良好な関係づくり

・町内自治会等が地域の良好な関係をつくり、プライバシーへの配慮をしながら、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等を含めた家族構成の把握に努め、緊急時の支援に備えます。

イ 防災対策への意識向上

・防災対策への知識や意識を向上させるため、防災センターの見学、消防署の講習、高齢者の災害体験談などを通じて、緊急時に備えます。



ウ 防災マップの作成・活用

・花見川区の防災マップが作成されているので、家庭に備え活用するとともに、町内自治会ごとに避難経路がわかるような書き込みをしたものを作成します。避難場所・避難所は、誰がどこに行くかを事前に特定させるなど、ある程度地区割りを明確にする必要があります。

エ 地域ぐるみの助け合い運動

・9月1日の防災訓練だけでなく定期的の実施し、日頃から助け合いの気持ちを醸成します。また、各家庭に防災用品を備えることによって、地域住民が情報交換しあいながら助け合

いの気持ちを盛り上げましょう。広報無線の数を増やし、瞬時に災害情報が把握できるようにして、地域住民の情報の共有に努めます。

オ 自主防災組織の結成促進（１００％目標）

・災害の被害を最小限にするには、日頃から区民一人ひとりが防災意識を持ち、家庭内の防災対策をはじめ、地域ぐるみで防災活動を行うことが重要です。すべての町内自治会に自主防災組織を設置し、定期的に防災訓練に参加することによって、子どもから高齢者まで近隣だけでなく地域ぐるみで、互助の重要性の理解に努めます。

カ 緊急時の救援マップの作成

・高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等を対象にした緊急時の救援マップ（居住場所を示すマップ）を、民生委員・児童委員を中心に町内自治会も協力して作成していきます。

救援マップは、プライバシーを守るため、民生委員・児童委員が保管し、震災、風水害、火災等の緊急時には開示し、救出活動に利用できるよう定期的に見直しを行っていきます。

地域福祉活動の取り組み事例

地域では、すでに様々な地域福祉活動（ボランティア、町内自治会活動など）が行われています。ここにいくつかの実践例を紹介します。

取り組み事例

子育てサロン「SAN」は、これまで長作公民館で個々に行われていた子育てサークルを統一して、平成17年度に発足した親子教室で、212地区民生・児童委員協議会による児童福祉行事として開かれているものです。

教室名の「SAN」は、作新小、天戸中、長作小の頭文字から取っています。

それぞれの地域の1歳児から3歳児が対象で、毎月4回開催しており、保育ボランティア10人が親子の指導や世話にあたっています。

教室では、可愛い動物の切り絵をつくり、音楽に合わせての踊りや体操、人形劇などもあり、子どもたちは元気いっぱい跳んだりねたりしています。

また、バス遠足も行っており、平成16年は東京・しながわ水族館に出かけてとても好評でした。

取り組み事例

「自分たちで料理を作るだけでなく、地域の高齢者の方にも、栄養の大切さを知ってほしい」という思いから、長作公民館主催の健康料理教室の先生方や212地区民生・児童委員協議会等の協力により、平成11年12月に高齢者食事会ボランティアグループを設立しました。

高齢者食事会は、平成12年から年1回開催し、平成15年からは春・秋の年2回開催をしており、フラダンス、手芸、民謡、詩吟、コーラス、日本舞踊などの催しを行うなど、楽しい食事会となっています。

開催当初は、70歳以上、ひとり暮らしの方を対象にしておりましたが、2回目以降は、対象範囲を広げ、日中独居の方、高齢者世帯の方にも声をかけています。

今後は、高齢者数が急増しているため、食事会の回数を増やしていきたい、徐々に楽しく、ボランティア活動を続けていきたいと思っています。

取り組み事例

花見川さくら会（千葉市ボランティア連絡協議会加盟）は、高齢者福祉（地域の活性化、各種施設へ演芸慰問）を目的として、平成6年4月に発足したボランティアグループです。

会員は、花見川区の花園、花園町、南花園等在住の75名で、各種施設への演芸慰問、講演会・研修会（防犯、防災、介護保険、工場見学、緊急時の対応など）、地域相互親睦交流会（地域の公園でお花見会など）、ふれあい・いきいきサロンなどを主な活動内容としています。

特にふれあい・いきいきサロンは、毎回実施するテーマとして、健康ダンスなどを行い、花園文化会自治会館（年3～4回）や会員の自宅開放（毎月1～2回）により実施しています。

また、会のお知らせを年10数回発行し、役員（17名、7班）から会員一人ひとりに手渡ししています。

取り組み事例

西小中台自治会では、特に団地内の高齢者、障害者などの身近な生活上の困りごとについて支援することを目的とする助け合いの組織「たすけあい」を平成16年6月に立ち上げました。

あらかじめ団地内の全戸にアンケートを配布して、助け合いの必要性を確認し、自分の出来る支援を記入して参加の申し込みをもらい、現在59名の有志による参加者（支援者）で、困りごとに応じて、ゴミ出し、荷物の持ち上げ、電気関係の簡単な修理等の身近な生活を支援する活動を行っています。

なお、活動にあたっては、自治会が発行する「身分証明書」を身につけて二人一組で行っています。

このような「たすけあい」の有志による活動が広まり、地域コミュニティづくりの中核となることを目指しています。

取り組み事例

鷹の台自治会では、地域福祉部（福祉ボランティアグループ）を設立して、地域の高齢者が長く元気で過ごせることを目標に、高齢者に対する見守りと健康づくりの活動を行っています。

主な活動内容は以下のとおりで、現在12名の部員で活動をしています。

季節の便り（絵手紙）発送

平成14年度より70歳以上のひとり暮らしを対象に年4回、季節のお便りを送っています。引きこもりがちな高齢者から、地域とのつながりがもてるようになって勇気づけられた、安心したといった喜びの声が寄せられています。

配食サービスと会食会の実施

平成8年より65歳以上のひとり暮らし、または家事困難な夫婦を対象に毎週1回食事の配達サービスを行っており、声をかけることにより安全確認にもなっています。また、月に1回会食会を催し、民生委員・児童委員が中心となって様々な相談にも応じています。会食後には、趣向をこらしたレクリエーションを楽しんでいます。

介護予防活動（B型機能訓練）の支援

主に創作活動や行事への積極的な参加によって心身機能の維持回復を図り、要介護状態になることを予防する活動です。

保健センターの主催であるが、地域の民生委員・児童委員、自治会、社協地区部会が支援することにより地域の密着した活動となっています。

また、犢橋保健センターの保健師による健康相談や血圧測定も行われており、参加者も年々増えています。

取り組み事例

社協地区部会は、地域住民の主体的な参加と自主的な相互扶助により、各地区の実状に応じた福祉活動を行い、地域住民の福祉増進を図ることを目的に設置された地域住民の皆さん自身によってつくられた組織です。

おおむね中学校区を単位として設置されており、平成18年3月末現在、花見川区では、犢橋、花見川、検見川、花園、206、幕張武石、花見川第2、朝日ヶ丘、こてはし台、天戸中学校区の10の地区部会があり、それぞれの地域に応じた取り組みを行っています。

以下の取り組みは、地区により実施されていないものや活動内容等が若干異なりますが、代表的な取り組みを紹介します。

ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンとは、公共の施設や学校の余裕教室・個人宅を会場に、お茶やお菓子を食べながら語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、地域交流・仲間づくりを進める活動で、社会福祉協議会の各地区部会において実施しています。

ふれあい・子育てサロン

公共の施設や学校の余裕教室を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりをしたり、情報交換をしたり、子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いにささえあう活動です。

ふれあい・散歩クラブ

公園等で散歩をすることで、孤独がちであったり、自宅に閉じこもりがちである状況を防ぎ、軽い運動をすることで、生活に張りができ、要介護状態になることを予防する活動です。

ふれあい・食事サービス

高齢者の方を対象に食事の配達サービスや、公民館・集会所等で会食会を通じて食事を提供するサービスです。

敬老会の開催

各地区で年に一度高齢者の方を招待し長寿をお祝いします。

ボランティア講座の開催

地区部会活動を行うにあたって、ボランティアの存在は、欠かせません。このため、講座を開催してボランティアを育成します。

広報誌の発行

地区部会の報告や地域における福祉課題等を取り上げ、地域の住民の方に福祉の意識を高めてもらいます。

取り組み事例

千葉県健康生きがいきづくりアドバイザー協議会は、中高年齢者の健康生きがいきづくりを支援することを目的として、平成7年1月に設立され、中高年齢者の健康・生きがいきづくり、ライフプランを中心とした講演会活動を行っています。

会員は、「健康生きがいきづくりアドバイザー」として、厚生労働省所管の財団法人健康・生きがい開発財団で認定・登録された40名で、主に千葉市、船橋市、市川市、我孫子市等の県内の地域でコミュニティセンターや公民館等において活動しています。

平成17年度には、千葉市生涯学習センターが主催する「健康・生きがいきづくりを気づき合う講座」の企画運営を行うなど、積極的な活動を展開しています。

花見川区地域福祉計画（PR版）

発行	平成18年3月
編集・発行	千葉市 保健福祉局 保健福祉総務課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電話	043-245-5158
FAX	043-245-5546
電子メール	somuhw-kc@city.chiba.lg.jp

